

過去の災害を学ぶ

3月に起きた

過去にあった災害から注意すべきことを学びましょう。

## 平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災 (2011 年)

2011年(平成23年)3月11日14時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の海溝型の巨大地震である東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)が発生しました。地震の規模としては、明治以降の国内で発生した地震としては観測史上最大規模の地震となりました。地震による断層の破壊は岩手県沖から茨城県沖までの約500kmに及んでいます。

この地震で、宮城県栗原市では震度7を観測しました。特に津波による被害が大きく、津波の高さは岩手県宮古市で約40mに達するなど東北地方の太平洋沿岸部を中心に軒並み10m以上の高さとなり、この津波により壊滅状態となった集落や自治体が多くなりました。



警察庁によると、震災・津波による人的被害は2021年3月10日現在、死者15,899人、行方不明者2,256人。死者の内訳は、宮城県が最多の9,543人、岩手県が4,657人、福島県が、他9都道県で67人となっています。行方不明者の内訳は、宮城県が1,215人、岩手県が1,111人、福島県が196人、千葉県が2人、青森と茨城の両県がそれぞれ1人。災害関連死を含めると、死者・行方不明者は20,000人を超えます。

また、津波に襲われた福島県の東京電力福島第一原子力発電所では、非常電源設備を含む全電源を喪失し、原子炉の冷却ができず炉心溶融(メルトダウン)を起こしました。これによって原子炉格納容器の圧力が上昇し、翌12日に水素爆発が発生し大量の放射性物質が大気中に放出されることとなりました。発電所周辺の大熊町、双葉町などは現在も町の広い範囲が帰還困難区域に指定されています。

### ★平常時の「もしも…」の想定が、命を救う

東日本大震災は、マグニチュード9.0の巨大地震でした。さらに、日本の災害史上最大級の津波が、東日本全域の沿岸部を襲いました。津波の大きさは、1771年の八重山地震による明和の大津波に次ぐ最大遡上高34.7メートルを記録しています。

東日本大震災は地震の第一波そのものが非常に大きく、地震計を振り切ってしまったために、当初その規模をマグニチュード7.9と過小評価していました。津波警報も、発生直後は津波の高さを最大6メートル(宮城県)とし、実際に警報を引き上げたのは、地震から28分後でした。

亡くなった方の多くは津波が原因ですが、避難が遅れた理由として挙げられるのは、これまでの経験的判断が大きく関係していたといわざるを得ません。

2010年2月に起こったチリ地震、そして東日本大震災の2日前にも地震(前震)があり津波警報や注意報が出ましたが、被害がほぼありませんでした。こうした経験が「大丈夫だろう」という油断になってしまったのだと思います。

一方で、仙台市内にある仙台東部道路では、近隣住民の方およそ300名が高速道路上に逃げて難を逃れました。2004年のスマトラ沖地震を受け、国内であの規模の津波が起こったことを想定し、近隣の皆さんが東部道路を緊急的に避難場所として使用したいとNEXCOや仙台市に申し入れをしていたのです……。

※ 東北大学 災害科学国際研究所所長 教授 工学博士 今村 文彦 先生のお話

あの災害から学んだことを忘れずに、そして生かしていくことが大切です。



今月の取り組み

3月の安全に関する取り組みを紹介します。

### ★3月3日(火)・5日(木) 登校指導



3月の登校指導です。

今月の登校指導は3日・5日の二日間実施しました。

今月は寒い日、暖かい日と寒暖の差が激しい日が多くありました。雪の降る日もあり、その日の状況に合わせた服装など、登校の仕方もいろいろです。ポケットに手を入れて歩くと、何かの拍子に転倒した時など、ケガをしてしまうことも考えられます。三中では寒い日には手袋着用などを呼び掛けています。こういう小さなことですが、事故防止につながります。また、おはようございますの挨拶は、健康のバロメーター。

朝の挨拶は、自分と周囲の気分を明るくし、心理的な安心感やつながりの感覚を高めて一日をポジティブにスタートさせる効果があります。そんな思いも込めて、あいさつを投げかけています。今月の登校指導も学校経営協議会(CS)委員の皆様にもご協力をいただきました。ありがとうございました。

### ★3月5日(木) 避難訓練(地震) デジタル版防災ノートを使用しての訓練です。



3月の避難訓練です。デジタル版防災ノートを使用し行いました。

東日本大震災における津波等の被害状況を振り返ることで防災への意識を高めること、自助・共助・公助・防備を確認し、自分にできることを考えることを目的に行いました。デジタル版「防災ノート」P9、(1)東日本大震災における津波などの二次災害や東京での被害状況を知り、その際、自助・共助・

公助・防備について、中学生の自分にできることを考えまとめました。

災害はいつ起こるか分かりません。今年度行った避難訓練などを活かして、いざというとき中学生として自分の命はもちろん、身近な人や地域の人を守る存在になることを学習しました。



しっかり覚え  
行動に！

**自助** →自分の命を守り、安全に避難する。

**共助** →必要に応じて周囲の確認や簡単な協力ができるようにする。

**公助** →自他の命を守るため、必要な知識や技能を活かす。かつ安全に避難し必要な協力が  
ができる。

**防備** → 災害を起こさない、最小限にする意識を高め準備を進める。

### 安全指導

3月の安全指導を振り返ります。

### ★3月16日(月) 安全指導 放送にて実施

生活指導担当より、今月の安全指導をおこないました。

内容は……近年、自転車による事故が増えています。それにともない、4月1日より自転車の利用者が違反を起こした場合、反則切符(青色キップ)が導入されることとなりました。それだけ、事故が起こっているということです。みなさんも自転車を利用していると思います。この機会にぜひ、自分の運転の仕方を見直し、安全を意識した利用を心掛けてください。担当からの、「ハンドルを握るということは、自分の命を他の人の命を握っているということです。」という投げかけが心に残りました。



### 安全を考える

自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入



4月1日から16歳以上の自転車運転者を対象に、信号無視やスマホながら運転などの違反に「青切符」が導入されました。原付バイクと同等の反則金(約5,000～12,000円)が科され、100種類以上の違反行為が対象です。悪質な違反行為などに青色キップが導入されることとなりました。中学生は対象外ですが、指導・警告処分となります。ただし、中学生であっても信号無視や飲酒運転、危険な「ながらスマホ」などの悪質な違反は「赤切符」の対象となり、刑事手続き(犯罪扱い)になる可能性があります。



また、交通違反を犯せば年齢確認の過程で学校や保護者に連絡が行くなど、指導・警告の対応が厳しくなる見込みです。

**★違反項目数 → 信号無視や一時不停止など、全部で 113 種類の違反が対象となります。**

● 対象の113の反則行為一覧 ●		
<p><b>9,000円～12,000円</b> 放置駐車違反(8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車禁止場所 9, 0 0 0 円</li> <li>・ 駐停車禁止場所 1 0, 0 0 0 円</li> <li>・ 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所 1 1, 0 0 0 円</li> <li>・ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所 1 2, 0 0 0 円</li> </ul>	<p><b>6,000円～12,000円</b> 速度超過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過速度が15km/h未満 6, 0 0 0 円</li> <li>・ 超過速度が15km/h以上20km/h未満 7, 0 0 0 円</li> <li>・ 超過速度が20km/h以上25km/h未満 1 0, 0 0 0 円</li> <li>・ 超過速度が25km/h以上30km/h未満 1 2, 0 0 0 円</li> </ul>	<p><b>12,000円</b> 携帯電話使用等(保持)</p>
<p><b>6,000円～9,000円</b> 駐停車違反(13)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車禁止場所 6, 0 0 0 円</li> <li>・ 駐停車禁止場所 7, 0 0 0 円</li> <li>・ 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所 8, 0 0 0 円</li> <li>・ 駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所 9, 0 0 0 円</li> </ul>	<p><b>5,000円～6,000円</b> 信号無視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点滅信号 5, 0 0 0 円</li> <li>・ 点灯信号 6, 0 0 0 円</li> </ul>	<p><b>7,000円</b> 遮断踏切立入り</p>
<p><b>5,000円</b> 通行禁止違反 被側方通過車義務違反 道路外出右左折合図車妨害 車間距離不保持 路面電車後方不停止 交差点右左折合図車妨害 環状交差点通行車妨害等(2) 指定場所一時不停止等 減光等義務違反 警音器吹鳴義務違反 自転車制動装置不良 安全地帯徐行違反 安全不確認ドア開放等</p>	<p><b>5,000円</b> 歩行者用道路徐行違反 通行帯違反(3) 法定横断等禁止違反 進路変更禁止違反(2) 乗合自動車発進妨害 交差点優先車妨害(2) 緊急車妨害等(4) 交差点等進入禁止違反(2) 合図不履行(2) 乗車積載方法違反(2) 泥はね運転 転落等防止措置義務違反 停止措置義務違反</p>	<p><b>6,000円</b> 通行区分違反(4) 追越し違反(6) 踏切不停止等 交差点安全進行義務違反 環状交差点安全進行義務違反 横断歩行者等妨害等(4) 安全運転義務違反</p>
<p><b>3,000円</b> 通行許可条件違反 軌道敷内違反(3) 環状交差点左折等方法違反(2) 制限外許可条件違反 歩道徐行等義務違反</p>	<p><b>3,000円</b> 路側帯進行方法違反 道路外出右左折方法違反 警音器使用制限違反 原付等牽引違反</p>	<p><b>3,000円</b> 並進禁止違反 交差点右左折方法違反(2) 軽車両乗車積載制限違反 自転車道通行義務違反</p>

※( )は、反則行為の根拠となる道路交通法の条文の数を示しています。

**令和8年4月1日から**

**自動車等が自転車等の右側を通過する際の規定が新設**

自動車等が自転車等の右側を通過する際に、  
両車の間に十分な間隔が取れない場合は

- ・ 自転車との間隔に応じた安全な速度で進行
- ・ 自転車もできる限り道路の左端に沿って進行

することが規定されます。

(普通車は点数2点・反則金7,000円、自転車は反則金5,000円です。)



※ 図は京都府のパフレットです。